

障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務がない事業主用）

【施設名称： 】 令和 年6月1日現在

| | | | | |
|-------------------------------|---|------------|-----|--|
| A 事業主 | | 〒 ー (電話番号) | | |
| | 本店所在地 | | | |
| | ふりがな | | | |
| | 名称 | | | |
| | ふりがな | | | |
| | 代表者役職氏名 | (署名又は記名押印) | | |
| 事業の種類 | () | | | |
| B 雇用の状況 | 区 分 | | 人数等 | |
| | ①除外率 | | % | |
| | ②常用雇用労働者の数 | | | |
| | (イ) 常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く） | | 人 | |
| | (ロ) 短時間労働者の数 | | 人 | |
| | (ハ) 常用雇用労働者の数（(イ) + (ロ) × 0.5） | | 人 | |
| | (ニ) 法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数 | | 人 | |
| | ③常用雇用身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数 | | | |
| | (ホ) 重度身体障がい者の数（短時間労働者を除く） | | 人 | |
| | (ヘ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者の数（短時間労働者を除く） | | 人 | |
| | (ト) 重度身体障がい者である短時間労働者の数 | | 人 | |
| | (チ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者の数 | | 人 | |
| | (リ) 身体障がい者の数（(ホ) × 2 + (ヘ) + (ト) + (チ) × 0.5） | | 人 | |
| | (ヌ) 重度知的障がい者の数（短時間労働者を除く） | | 人 | |
| | (ル) 重度知的障がい者以外の知的障がい者（短時間労働者を除く） | | 人 | |
| | (ヲ) 重度知的障がい者である短時間労働者の数 | | 人 | |
| | (ワ) 重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者の数 | | 人 | |
| | (カ) 知的障がい者の数（(ヌ) × 2 + (ル) + (ヲ) + (ワ) × 0.5） | | 人 | |
| | (ヨ) 精神障がい者の数（短時間労働者を除く） | | 人 | |
| | (タ) 精神障がい者である短時間労働者の数 | | 人 | |
| (レ) 精神障がい者の数（(ヨ) + (タ) × 0.5） | | 人 | | |
| ④計（③の(リ) + ③の(カ) + ③の(レ)） | | 人 | | |
| ⑤実雇用率（④ ÷ ②(ニ) × 100） | | % | | |
| 備考 | (支社、支店、営業所、工場、事務所等の場合) 主たる事業所の所在及び名称： | | | |

○ 記載上の注意

- 1 この報告書は、当該団体等に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等毎に作成すること。
- 2 ②ハ、ニ、③リ、カ、レ、④については、小数点以下第1位まで記入すること。
- 3 ⑤欄には小数点以下第3位を四捨五入した数を記入すること。
- 4 ①の除外率を事業所ごとに適用し、各事業所の④の雇用障がい者数を合計した人数を②ニの労働者を合計した人数で除した数値を事業主の雇用率とします。
- 5 連合体等での申請の場合は、それぞれの構成員毎に作成すること。

○ 雇用障がい者数の対象となる障がい者数の算定方法

- ・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者である常用雇用労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者2人を雇用しているものとみなされます）
- ・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者である短時間労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者1人を雇用しているものとみなされます）
- ・ 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である短時間労働者（それぞれ0.5人を雇用しているものとみなされます）

○ 常用雇用労働者の範囲

- ・ 常用雇用労働者とは、次のように1年を超えて引き続き雇用される者（見込みを含む）をいいます。ただし、1週間の所定労働時間が20時間未満の者については、障がい者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれませんのでご注意ください。

イ 雇用期間の定めのない労働者

ロ 一定期間（1カ月、6カ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上“イ”と同一の状態にあると認められる者

ハ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて、事実上“イ”と同一の状態にあると認められる者

出向中の労働者は、原則としてそのものが生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、いずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取り扱いを行っている事業者の労働者として取り扱って差し支えありません。

外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者として扱います。したがって現地で採用している労働者は含みません。

生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。

いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新または再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。

短時間労働者とは、常用雇用労働者の内、20時間以上30時間未満である労働者のことです。

○ ①除外率欄

- ・ 主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合のみ、その率を記入してください。

○ ②ニ「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者の数」欄

- ・ ②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数に①「除外率」欄の除外率を乗じて得た数（1人未満の端数切り捨て）を、②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数から控除した数を記入してください。

○ ③ホ「重度身体障がい者」とは

- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級又は2級とされる方及び3級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。

○ ③へ「身体障がい者」とは

- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が3級から6級とされる方及び7級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。

○ ③ヌ「重度知的障がい者」とは

- ・ 知的障がい者のうち、知的障がいの程度が重いと判定された方。具体的には次のいずれかの場合に該当

◆療育手帳で程度が「A」とされている方

◆児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を貰っている方

◆障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「重度知的障がい者」と判定された方（重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障がいの程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）

○ ③ル「知的障がい者」とは

- ・ 児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の推進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「知的障がい者」と判定された方

○ ③ヨ「精神障がい者」とは

- ・ 精神保健福祉手帳の交付を受けている方